

障がい者に係る市町村単独医療費助成事業の実施状況

障がい福祉課
平成31年1月1日現在

市町村名	心身障がい者			精神障がい者		
	対象者	所得制限	助成内容	対象者	所得制限	助成内容
鳥取市	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②身障手帳5・6級 ③療育手帳B	所得税・市民税 非課税者	①③医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額 ②上記①・③の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ④精神手帳2級 ⑤精神手帳3級	所得税・市民税 非課税者	④医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額 ⑤上記④の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
米子市	①身障手帳3級 ②療育手帳B	市民税非課税世帯	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	なし		※市町村合併時に旧淀江町の制度対象者で精神手帳2級、かつ、市民税非課税世帯であれば助成あり。
倉吉市	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢の被保険者を除く)	市民税非課税世帯	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ③精神手帳2級(後期高齢の被保険者を除く)	市民税非課税世帯	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
境港市	①身障手帳3級 ②療育手帳B	市民税非課税世帯	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	なし		
岩美町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	本人・扶養義務者が所得税非課税	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級・3級	本人・扶養義務者が所得税非課税	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
八頭町	①身障手帳1・2級 ②身障手帳3級 ③身障手帳4級 ④身障手帳5級 ⑤療育手帳A ⑥療育手帳B	なし	<町民税課税世帯で所得が一定額未満の者> ①⑤なし ②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の8/10 ③同5.6/10 ④同4/10 ⑥手帳B…同8/10 <町民税課税世帯で所得が一定額以上の者> ①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の4/10 ③同2.8/10 ④同2/10 ⑤⑥同4/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	⑦精神手帳1級 ⑧精神手帳2級 ⑨精神手帳3級	なし	<町民税課税世帯で所得が一定額未満の者> ⑦なし ⑧医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の4/10 ⑨同2/10 <町民税課税世帯で所得が一定額以上の者> ⑦医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の4/10 ⑧同2/10 ⑨同1/10 (助成内容は生活療養費及び入院時の食事は除く)
若桜町	①身障手帳3～5級 ②療育手帳B	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	①3級…医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の10/10 4級…同7/10 5級…同5/10 ②手帳B…同10/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級・3級	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の5/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
智頭町	①身障手帳3～5級 ②療育手帳B	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	①3級…医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の10/10 4級…同7/10 5級…同5/10 ②手帳B…同10/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級・3級	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の10/10 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
湯梨浜町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
三朝町	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	町民税非課税世帯	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ③精神手帳2級	町民税非課税世帯	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
北栄町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢の被保険者を除く)	町民税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級 (後期高齢の被保険者を除く)	町民税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
琴浦町	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢の被保険者を除く)	町民税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く) ※公費負担医療による医療費は除く	70歳未満の者で ③精神手帳2級 (後期高齢の被保険者を除く)	町民税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
南部町	70歳未満の者で ①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	70歳未満の者で ③精神手帳2級	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	③医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
伯耆町	①身障手帳3～5級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢の被保険者を除く) ※70歳以上75歳未満の者は1割負担の期間対象外	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	①②医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2級 ④自立支援医療(精神通院)受給者 (①②ともに後期高齢の被保険者を除く) ※70歳以上75歳未満の者は1割負担の期間対象外	本人所得が159万5千円未満(扶養親族がいない場合)	③④医療保険の自己負担額から一部負担金を控除した額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
日吉津村	①身障手帳3～6級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢の被保険者を除く)	所得税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (入院時の食事療養に係る費用を除く)	③精神手帳2・3級 (後期高齢の被保険者を除く)	所得税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (入院時の食事療養に係る費用を除く)
大山町	70歳未満の者で ①身障手帳3～6級 ②療育手帳B (①②ともに後期高齢の被保険者を除く)	所得税非課税者	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③精神手帳2・3級 (後期高齢の被保険者を除く)	所得税非課税者	③医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
日南町	①療育手帳B ②身障手帳3・4級	町民税非課税世帯	①医療保険の自己負担額の1/2 (歯科及び生活療養費は除く)	②自立支援医療(精神通院)受給者	町民税非課税世帯	②自立支援医療費(精神通院)自己負担額の1/4 (生活療養費及び入院時の食事は除く)
日野町	なし			なし		
江府町	①身障手帳3・4級 ②療育手帳B	なし	①②医療保険の自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)	③自立支援医療(精神通院)受給者	なし	③自立支援医療費(精神通院)自己負担額の1/2 (生活療養費及び入院時の食事は除く)

* 所得制限が所得税・市町民税非課税者(世帯)以外の場合、助成内容は課税者(世帯)を想定して記載